

2025.7.4

令和7年度 第1回 介護支援専門員研修会
「BCPの基準」について



ASAHIKAWA
CITY

旭川市 福祉保険部 指導監査課

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について

介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供に加え、法令等の自主的な遵守がもとめられます。

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならないとされています（介護保険法第80条）。

介護保険法の法令遵守を徹底いただき、適正な介護事業運営を行ってください。

事業者が満たすべき基準（指定基準）

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
 - ※ 介護保険法第81条第2項により、“指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める”とされています。
 - ◎ 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
（以下、「条例」という。）
なお、上記から確認できない場合は、P5～P6を参照してください。

基準の運用上の取り扱い

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（以下、「解釈通知」という。）
[厚生労働省ページ（令和6年度介護報酬改定について）](#)

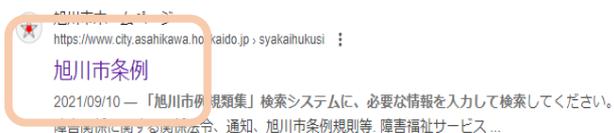
条例検索方法

①



① インターネットにて
【旭川市例規類集】と検索してください。

②



② 【旭川市条例】をクリックしてください。



③

③ 【旭川市例規類集】をクリックしてください。

旭川市例規類集

内容現在: 令和7年1月31日

ご利用に当たって

- 旭川市例規類集 (HTML版) は、JavaScript有効の環境で最適に表示されます。それ以外の環境の場合は、サイトの一部または全部が適切に表示されない場合があります。
- JIS 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。
- 罫表については、HTMLタグにより、表現しています。

目次検索

五十音検索

利用の手引き

④

④ 【五十音検索】をクリックしてください。

⑤



⑤ 【し】をクリックしてください。

⑥ こちらから

【旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例】をご確認ください。

⑥

【し】

旭川市宮住宅条例	昭和54年3月31日	条例第11号
旭川市宮住宅条例施行規則	昭和54年3月31日	規則第24号
市営土地改良事業の経費の繰越徴収に関する条例	昭和45年10月15日	条例第37号
旭川市宮牧場条例	昭和61年4月8日	条例第9号
旭川市宮牧場条例施行規則	昭和61年4月8日	規則第14号
旭川市道路舗装工法施行規則	平成12年3月31日	規則第60号
旭川市旗	昭和45年9月18日	告示第138号
旭川市地酒の普及の促進に関する条例	平成25年12月18日	条例第71号
旭川市史編集資料の収集保存に関する規則	昭和37年2月6日	規則第3号
旭川市支所設置条例	昭和30年4月1日	条例第14号
旭川市支所設置条例施行規則	昭和44年8月15日	規則第30号
市制施行に伴	大正11年7月26日	内務省告示第182号
旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例施行規則	平成20年3月24日	規則第5号
旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例	平成19年12月3日	条例第42号
次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則	平成16年8月25日	規則第44号
旭川市死体解剖保存法施行細則	平成12年3月31日	規則第36号
旭川市死体解剖保存法施行条例	平成12年3月31日	条例第36号
旭川市視聴覚ライブラリー規則	昭和50年9月17日	教育委員会規則第10号
旭川市長職務代理規則	平成15年1月30日	規則第5号
旭川市長の権限に属する事務の変任規則	昭和39年4月1日	規則第10号
旭川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則	平成元年11月17日	規則第51号
市長の同意を得て任免する旭川市公営企業の職員に関する規則	昭和34年10月12日	規則第30号
旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	平成25年3月25日	条例第32号
旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	平成27年3月25日	条例第27号
旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	平成27年3月25日	条例第24号
旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	平成27年3月25日	条例第24号
指定金融機関の指定について	平成10年9月21日	議決
旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	平成25年3月25日	条例第20号

居宅介護支援に要する費用に関する単位数（報酬告示）

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）

[厚生労働省ページ（令和6年度介護報酬改定について）](#)

居宅介護支援に要する費用に関する単位数（解釈通知）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下「解釈通知」という。）

[厚生労働省ページ（令和6年度介護報酬改定について）](#)

介護保険最新情報

- 厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された「介護保険最新情報」を掲載しています。

[介護保険最新情報掲載ページ](#)

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について

業務継続計画の策定等に必要となる3つの措置



01. 計画 (条例：第22条の2第1項)

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。



02. 研修・訓練 (条例：第22条の2第2項)

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。



03. 見直し (条例：第22条の2第3項)

指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の策定について

解釈通知において、業務継続計画には、以下の項目を入れることとなっています。
感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合については、一体的に策定することとして差し支えありません。



感染症

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）



災害発生

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

業務継続計画の策定の参照資料

解釈通知において、業務継続計画を策定には、厚生労働省より以下のガイドラインを参照するよう記載されています。

また、厚生労働省より、自然災害や感染症発生時にサービスを継続することを目的とする業務継続計画の作成のポイントを説明している動画も掲載されております。

業務継続計画作成の参考にしてください。



介護施設・事業所における 感染症発生時の 業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和6年3月



介護施設・事業所における 自然災害発生時の 業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和6年3月

1

厚生労働省
令和5年度 介護BCP策定支援セミナー



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

BCP作成(居宅介護)

ひな形(例示入り)を活用した
BCP(業務継続計画)の作り方を解説

令和5年度 厚生労働省委託事業
「介護施設等における感染症の感染対策及び業務継続計画(BCP)策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務一式」

2

目次

1. 例示入りひな形の使い方
2. BCPの検討・作成の仕方
3. 自然災害リスクの把握
4. BCP作成上の注意点
5. 感染症BCPの作成
6. 自然災害BCPの作成

BCP作成(居宅介護支援系)

厚生労働省
令和6年6月5日

研修について

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

研修の実施頻度については、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（**年1回以上**）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修をすることが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

訓練について

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内での役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（**年1回以上**）に実施するものとする。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。



[机上訓練（居宅介護支援系）](#)

厚生労働省
令和6年6月5日

業務継続計画のイメージ



業務継続計画は、定期的に見直しと改善を行うことが重要です。
計画の実施状況を評価し、問題点や改善点を洗い出して次の計画に反映させることが求められます。
PDCA (Plan-Do-Check-Act)サイクルを繰り返してBCPの完成度を上げることで、感染症や災害対応能力の向上に努めましょう。

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について

感染症の予防及びまん延の防止のための3つの措置

**01. 委員会**（条例：第24条の2第1項第1号）

当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

**02. 指針**（条例：第24条の2第1項第2号）

当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

**03. 研修・訓練**（条例：第24条の2第1項第3号）

当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

基準第21条の2(条例第24条の2)に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には以下の取扱いとすること。

各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

委員会について

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。

なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上**、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。

この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。



指針について

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、【平常時の対策】及び【発生時の対応】を規定する。

平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所
- ・ 市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・ 行政等への報告等

が想定される。

また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。



[介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ](#)

厚生労働省 令和5年9月

研修について

介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（**年1回以上**）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

訓練について

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（**年1回以上**）に行うことが必要である。

訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について

業務継続計画未策定減算の内容

報酬告示

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】

→大臣基準告示・82の3

指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。

解釈通知

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事案が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事案が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

上記の指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項は条例にあてはめると、

条例第22条の2第1項となり、**業務継続計画を策定していない場合は減算となります。**

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について



業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 令和6年3月15日 問164)



行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 令和6年3月15日 問166)

Index

目次

01

法令遵守の徹底

03

感染症の予防及びまん延
の防止のための措置

05

業務継続計画未策定減算
に係るQA

02

業務継続計画の策定等

04

業務継続計画未策定減算

06

指摘事項について



業務継続計画が作成されていなかった。

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は減算の対象となります。
早急に業務継続計画を作成しましょう。



研修や訓練の記録が確認できなかった。

研修又は訓練を実施した場合には、実施日時、参加者、実施内容が確認できる記録を作成してください。
運営指導等の際に、これらの記録がない場合は未実施と判断する場合があります。



業務継続計画の見直しがされていなかった。

業務継続計画は作成するのみではありません。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことが必要です。

事業所を取り巻く状況の変化や定期的な研修や訓練により明らかになった課題等に応じて、業務継続計画の適宜修正を図ること等が求められることとなります。

また、そのためには、前述で示したとおり、研修や訓練の記録を正確に作成することが必要となります。



研修及び訓練を一体的に実施したが、実施記録上、どの内容が研修か訓練かが不明であった。

研修及び訓練を一体的に実施することは問題ありません。

一体的に実施した上で、実施記録を作成する場合は、どの内容が研修又は訓練に係る記録であるか明確に分かるように記録してください。

一体的に実施したとのことであっても、運営指導等で実施状況を確認すると、研修の内容のみで、訓練を実施したことが確認できないケースが多くあります（逆の場合もあり）。

- ・ 研修 → 知識を習得する場
- ・ 訓練 → 具体的な技術やスキルの習得を目指す



感染症の予防及びまん延の防止のための研修と業務継続計画に係る感染症が発生した場合の研修を一体的に実施したが、実施記録上、それぞれ実施した内容が混在していた。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修と業務継続計画に係る感染症が発生した場合の研修を一体的に実施することは問題ありません。

一体的に実施した上で、実施記録を作成する場合は、どの内容が感染症の予防及びまん延の防止のための研修又は業務継続計画に係る感染症が発生した場合の研修であるか明確に分かるように記録してください（訓練についても同様の考え方です。）。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修
 - 感染症について平常時の対策や発生時の対応に対するもの
- ・ 業務継続計画に係る感染症が発生した場合の研修
 - 感染症が発生した場合において、事業を中断せず、継続していくかの対応に対するもの



研修や訓練の参加者が一部の職員のみであった。

解釈通知では、「感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい」とされています。そのため、可能な限り、全ての従業員が参加できるよう実施してください。

しかし、勤務シフトの関係や他業務等の理由から全ての従業員が参加できない可能性もあるため、全ての従業員が参加できなかった場合、参加できなかった従業員に対しても、研修又は訓練の実施を行うようにしてください。

その際、実施の手法は問いませんが、資料の閲覧のみで終わることのないよう留意してください。



小規模事業所の場合、他法人と研修や訓練を行ってもよいか。

解釈通知では、「業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第19条の2（条例第22条の2）に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない」とされています。

しかし、業務継続計画の策定を行うために、他法人と連携することは差し支えないものの、業務継続計画は事業所の立地や実態等に即した内容が必要となるため、他法人と業務継続計画が同一の内容となることは適切ではありませんので留意してください。

また、利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。